

宮代町長 新 井 康 之 様

宮代町国民健康保険運営協議会
会 長 稲 山 貞 幸



宮代町国民健康保険税の税率等の見直しについて（答申）

令和 6 年 8 月 7 日付け、宮住民発第 210 号で諮問のあった宮代町国民健康保険税の税率等の見直しについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 宮代町国民健康保険税率等の見直しの必要性

国民健康保険は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による国保加入者の大幅な減少や医療の高度化、加入者の高齢化により一人当たりの医療費が増加しています。

一方で、被保険者においては所得水準が低いといった構造的な問題を抱えており、持続可能で安定的な制度運営を維持することが課題となっています。

このような中、国保の財政基盤の安定化を図り、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成 30 年度に県と市町村の共同運営による国保制度の都道府県化が始まり、令和 9 年度からの準統一（市町村標準保険税率の適用）に向けて、令和 8 年度までの赤字解消が求められています。

町では赤字解消に取り組むため、平成 30 年度に定期的な国保税率の見直しの方針を定めましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から令和 3 年度の国保税率の見直しを延期し、令和 4 年度の国保税率を据え置きました。令和 5 年度については国保税率を見直しましたが、精算後の会計収支はマイナス 4,900 万円であり、引き続き、国保税等の見直しが必要であることから、加入者の生活状況を十分踏まえ、標準保険税率を見据えながら保険税率を設定し、令和 8 年度までの赤字解消に努めていくよう次のとおり答申します。

2 答申内容

宮代町国民健康保険税税率等の見直しについて

(1) 国民健康保険税の税率の見直しについて

ア 医療分（基礎課税分）の保険税率

所得割 7.38%（+0.40ポイント）

均等割 40,000円（+8,000円）

- イ 後期分（後期高齢者支援金分）の保険税率
 - 所得割 2.54%（+0.45ポイント）
 - 均等割 14,400円（+3,000円）
- ウ 介護分（介護納付金分）の保険税率
 - 所得割 2.24%（+0.14ポイント）
 - 均等割 15,700円（+1,100円）

（2）国民健康保険税の賦課限度額の改定について

ア 賦課限度額

- 医療分（基礎課税分） 65万円（± 0円）
- 後期分（後期高齢者支援金分） 24万円（+2万円）
- 介護分（介護納付金分） 17万円（± 0円）

- イ 賦課限度額については、中間所得層の被保険者に配慮したものであることから、政令（地方税法施行令）と同日から適用すること。

（3）宮代町国民健康保険出産費基金設置及び資金貸付条例の廃止について

出産費資金貸付については、出産費用を医療機関窓口で支払うことが困難な方を支援するための制度である。

しかしながら、直接支払制度や受取代理制度を利用した場合の方が負担軽減されるのが現状であり、今後も貸付制度の利用が見込めないことから、貸付制度を廃止し、同時に基金を国保特会の財源とすること。

3 附帯意見

- （1）税率等の改正についてはやむを得ないが、原則として単年度ごとの見直しとし、今後の状況や国・県の動向を含め、国保税の見直し率等は毎年度検討すること。
- （2）税率等の改正や埼玉県国保運営方針などについて、町民へ丁寧な説明や十分な周知を図ること。
- （3）国保税収入は国保財政の根幹をなすものであり、税率等の改正自体はやむを得ないものの、所得の少ない世帯への配慮や加入者の生活状況についても注視をすること。
- （4）国保加入者の健康保持増進に向けた保健事業や医療費適正化への取組を進め、歳出の削減に努めるとともに、更なる保険者努力支援制度に基づく交付金の獲得や収納率の向上など、税率改正以外の歳入の増加についても努めること。
- （5）今後も、国費等の投入が拡充されるよう国・県に要望するなど、国保財政の健全かつ安定的な運営に努めること。

以上